

# 身体障害者障害程度等級表

| 級 別   |   | 1 級  | 2 級  | 3 級   | 4 級   | 5 級   | 6 級   | 7 級  | 備 考  |
|---|---|--|--|---|---|---|---|--|--|
| 視 覚 障 害   |   | 両眼の視力（方眼式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの | 1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの<br>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの | 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの<br>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの                        | 1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの<br>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの   | 1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの<br>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの  | 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの                              |  | 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。<br>2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。   |
|   | 機 能 又 は 障 害 衡                           | 聴 覚 障 害  | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）   | 両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）  | 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）<br>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの   | 1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）<br>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの  |   |  | 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができる。<br>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（PIP）その他他の指については近位指節間関節（PIP）又はこれより近部を欠くものをいう。<br>5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。<br>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては股骨結節の高さより計測したものを）をもって計測したものをいう。<br>7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 |
|   | 平 衡 機 能 障 害                             |  |  | 平衡機能の極めて著しい障害   |   | 平衡障害の著しい障害  |   |  |  |
|   | 音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害 |  |  | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失  | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害   |   |   |  |  |
| 上 肢   | 上 肢                                     | 1 両上肢の機能を全廃したもの<br>2 両上肢を手関節以上で欠くもの  | 1 両上肢の機能の著しい障害<br>2 両上肢のすべての指を欠くもの<br>3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの<br>4 一上肢の機能を全廃したもの      | 1 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害<br>3 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>4 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1 両上肢のおや指を欠くもの<br>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの<br>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの<br>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの<br>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害<br>3 一上肢のおや指を欠くもの<br>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの<br>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1 一上肢の機能の軽度の障害<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害<br>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害<br>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの<br>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの |  |
|   |   | 1 両下肢の機能を全廃したもの<br>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの                                      | 1 両下肢の機能の著しい障害<br>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの   | 1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの<br>2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの<br>3 一下肢の機能を全廃したもの   | 1 両下肢のすべての指を欠くもの<br>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>3 一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの<br>4 一下肢の機能の著しい障害<br>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの  | 1 一下肢のすべての指を欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの<br>3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの   | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害                                  | 1 一下肢のすべての指の機能の著しい障害<br>2 一下肢の機能の軽度の障害<br>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>4 一下肢のすべての指を欠くもの<br>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの  |  |
| 体 不 自 由   | 体 幹                                     | 1 両下肢の機能を全廃したもの<br>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの                                      | 1 両下肢の機能の著しい障害<br>2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの   | 1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの<br>2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの<br>3 一下肢の機能を全廃したもの   | 1 両下肢のすべての指を欠くもの<br>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>3 一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの<br>4 一下肢の機能の著しい障害<br>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの  | 1 一下肢のすべての指を欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの<br>3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの   | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害                                  | 1 一下肢のすべての指の機能の著しい障害<br>2 一下肢の機能の軽度の障害<br>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>4 一下肢のすべての指を欠くもの<br>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの  |  |
|   |   | 1 体幹の機能障害により座っていることができないもの   | 1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの<br>2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの                        | 1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの  | 1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの  | 1 体幹の機能の著しい障害   | 1 体幹の機能の著しい障害   |  |  |
| 乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害 | 上 肢 機 能                                 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの   | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極めて制限されるもの   | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの  | 不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの   | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの   | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの  | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの   |  |
|   | 移 動 機 能                                 | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの  | 不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるもの  | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの  | 不随意運動・失調等により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの   | 不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの  | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの   | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの   |  |
| ヒト免疫不全ウイルス感染症による免疫機能障害                          | 心 臓 機 能 障 害                             | 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの  |  | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  |   |   |  |  |
|   | じん 臓 機 能 障 害                            | じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの   |  | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの  | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの   |   |   |  |  |
|   | 呼 吸 器 機 能 障 害                           | 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの   |  | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの  | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの   |   |   |  |  |
|   | ぼう こう 又 は 直 腸 機 能 障 害                   | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの                                      |  | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  |   |   |  |  |
|   | 小 腸 機 能 障 害                             | 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの  |  | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  |   |   |  |  |
|   | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害                     | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの                                       | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極めて制限されるもの   | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）   | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  |   |   |  |  |
|   | 肝 臓 機 能 障 害                             | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの   | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極めて制限されるもの   | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）   | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  |   |   |  |  |

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。  
 注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。  
 注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。